

第

4636
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年12月20日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 石綿被害者に支払われる特別見舞金

Q：石綿による健康被害者に支払われるべき特別見舞金を、その者の死亡後に受け取る場合の課税上の取扱いが明らかにされたとか。どのような内容になっていますか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

さきごろ、国税庁から事前照会に対する回答という形で同様の事例の取扱いが公表されました。概要は次のとおりです。

【特別見舞金】

①相続税の取扱い

本件見舞金の支給請求権は、遺族が相続開始のときに、承継的に取得する財産ですから、相続税の課税対象になります。

②所得税の取扱い

心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金及び相当の見舞金に該当し、非課税所得となるものを相続することから、非課税となります。

【業務上死亡弔慰金】

①相続税の取扱い

本件弔慰金は、在職中の業務に起因して石綿による傷病に罹患し、業務上の死亡と労災認定された場合に、その遺族に対して支給されるものですので、相続税の課税対象にはなりません。

②所得税の取扱い

本件弔慰金は、心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金及び相当の見舞金に該当し、非課税所得になります。

